

みやき町監査委員告示2号

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を公表する。

令和5年 5月29日

みやき町代表監査委員 最 所 一 志



令和5年度随時監査（屋内公共施設）の実施結果報告書

(別紙)

随時監査（屋内公共施設）の実施結果報告書

第1 監査の概要

1 随時監査の実施事由

本町には、行政庁舎や町立学校のほかに、様々な用途の公共施設が多数ある。例年実施している定期監査では、これらの立ち入り点検調査等を合わせて行う暇がないため、2年に1回、これに係る施設を対象とした随時監査を行うものである。

2 監査実施時期と対象施設名

5月16日	中原保健センター、勤労青少年ホーム、中原体育館、 中原武道館、働く婦人の家、風の館 図書館、教育委員会分室、ひまわり児童クラブ
5月18日	四季彩の丘みやき、B&G海洋センター、 市村清記念メディカルコミュニティセンター、 給食センター、こすもす館、北茂安保健センター、 児童館、しげやす児童クラブ、多世代交流センター
5月19日	三根保健センター、持丸古民家、北茂安体育館、 北茂安武道館、農村環境改善センター、三根体育館、 ちくし児童クラブ、いずみ児童クラブ

3 監査の着眼点

監査対象の屋内施設は、ほぼ10年位前から計画的に新設又は改修整備されてきたものなので、以下の2点に着目して監査を行った。

- ① これらの施設は、不特定多数の町民等が利用するところなので、安心して安全に利用できる施設機能が維持されているか。
- ② それぞれの施設は、その設置目的に沿い、適切な利活用がなされているか。

第2 監査の結果

今回対象の26施設は、教育委員会分室を除き、10年ほど前から計画的に新設あるいは大規模改修等がなされており、施設設備上は、概ね問題ないところであり、利用面で不安又は危険に感じるような点は、ほぼ見当たらなかった。また、町民等の利用面でも特に問題視すべき点は、特に見当たらなかった。ただし、以下の2点については、調査上、気づいたので意見として記載する。

- ① 風の館1階展示室の明り取り窓の壁の一部がひび割れて剥がれている。破片の落下や雨漏りの可能性があるので、早めに補修すべきではないか。
- ② メディカルコミュニティセンターの駐車場は、2百台強の収容能力があるとのことだが、職員や従事者が駐車しているので、不足気味の感がある。職員等の駐車スペースは他に確保し、利用者の利便性を高めるべきではないか。